

フラザスルフロン (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：フラザスルフロン [Flazasulfuron (ISO)]

(2) 用 途：除草剤

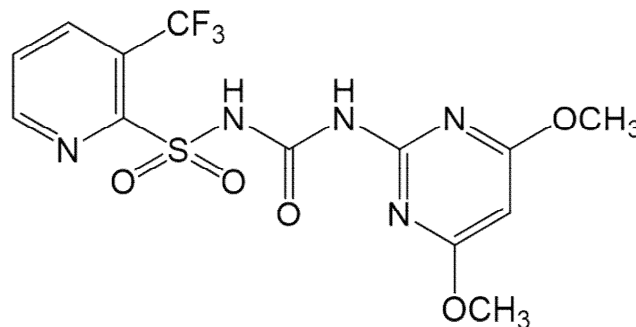
スルホニルウレア系の除草剤である。アセトラクテート合成酵素 (ALS) の活性を阻害することにより、分岐鎖アミノ酸のロイシン、イソロイシン及びバリンの生合成を阻害することで殺草活性を示すと考えられている。

(3) 化学名及びCAS番号

N-[(4,6-Dimethoxypyrimidin-2-yl) carbamoyl]-3-(trifluoromethyl)pyridine-2-sulfonamide (IUPAC)

2-Pyridinesulfonamide, *N*-[[(4,6-dimethoxy-2-pyrimidinyl) amino] carbonyl]-3-(trifluoromethyl)- (CAS : No. 104040-78-0)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₁₃ H ₁₂ F ₃ N ₅ O ₅ S
分子量	407.33
水溶解度	2.7 × 10 ⁻² g/L (25°C, pH 5) 2.1 g/L (25°C, pH 7)
分配係数	log ₁₀ Pow = 1.30 (25°C, pH 5)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 国内での使用方法

① 25.0%フラザスルフロン顆粒水和剤

作物名	適用	使用量		使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フラザスルフロンを含む農薬の総使用回数
		薬量	希釈水量				
さとうきび (春植又は夏植)	一年生雑草	15～20 g /10 a	100 L/10 a	雑草発生盛期～雑草生育始期(草丈5 cm以下)(ただし、植付30日後まで)	1回	雑草茎葉散布	1回

② 10.0%フラザスルフロン水和剤

作物名	適用	使用量		使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フラザスルフロンを含む農薬の総使用回数
		薬量	希釈水量				
みかん	一年生及び多年生雑草	75～100 g /10 a	100～150 L/10 a	早春～春期、雑草生育期(草丈20 cm以下)(収穫21日前まで)	2回以内	雑草茎葉散布	2回以内
ぶどう		50～100 g /10 a		秋冬期～春期(降雪期を除く)、雑草生育期(草丈20 cm以下)(収穫30日前まで)			

③ 1.3%フラザスルフロン・20.0%グルホシネート顆粒水和剤

作物名	適用	使用量		使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フラザスルフロンを含む農薬の総使用回数
		薬量	希釈水量				
みかん	一年生及び多年生雑草	250～300 g /10 a	100～150 L/10 a	春期萌芽前 雑草生育期 (草丈20 cm以下)(収穫21日前まで)	2回以内	雑草茎葉散布	2回以内
ぶどう		250～400 g /10 a		春期雑草生育期(草丈20 cm以下)(収穫30日前まで)			

3. 代謝試験

(1) 植物代謝試験

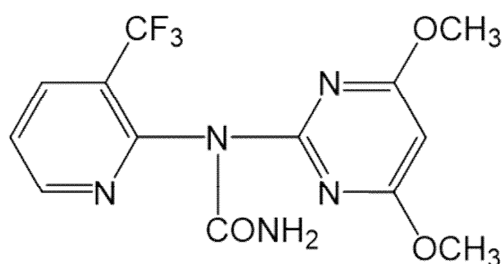
植物代謝試験が、ぶどう、さとうきび及びトマトで実施されており、可食部で10%TRR^{注)}以上認められた代謝物は代謝物D、代謝物F（抱合体を含む）、代謝物K（抱合体を含む）及び代謝物Wであった。

注) %TRR：総放射性残留物（TRR：Total Radioactive Residues）濃度に対する比率（%）

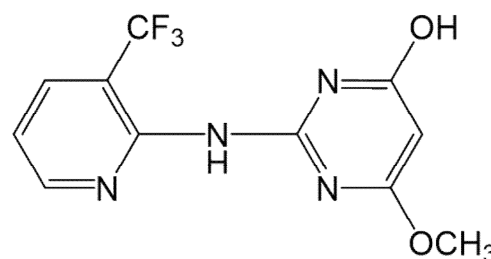
【代謝物略称一覧】

略称	化学名
D	1-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-1-(3-トリフルオロメチル-2-ピリジル)尿素
F	4-ヒドロキシ-6-メトキシ-2-(3-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)ピリミジン
K	3-トリフルオロメチル-2-ピリジン-スルホンアミド
W	3-トリフルオロメチル-2-ピリジン-スルホン酸

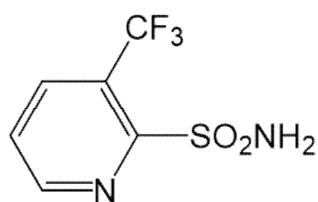
注) 代謝物Wは、推定された構造である。



代謝物D



代謝物F



代謝物K

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

- ・フラザスルフロン
- ・代謝物D

- ・代謝物F
- ・代謝物K

② 分析法の概要

i) フラザスルフロンの

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、6 mol/L塩酸を加えpH 1として酢酸エチルに転溶する。2%又は5%リン酸水素二ナトリウム溶液で抽出し、6 mol/L塩酸を加えpH 1として酢酸エチルに転溶する。NH₂カラム又はアルミナ（中性）カラムを用いて精製し、必要に応じて酢酸エチルに転溶した後、紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ（HPLC-UV）又はカラムスイッチングシステムを装着したHPLC-UVで定量する。

または、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、2%硫酸ナトリウム溶液を加え、必要に応じて*n*-ヘキサンで洗浄した後、6 mol/L塩酸を加えpH 1としてジクロロメタンに転溶する。0.5%炭酸ナトリウム溶液で抽出し、6 mol/L塩酸を加えpH 1としてジクロロメタンに転溶する。C₁₈カラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

定量限界：0.01～0.04 mg/kg

ii) 代謝物D

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、必要に応じて減圧濃縮後水を加えて*n*-ヘキサンで洗浄する。6 mol/L塩酸を加えpH 1として酢酸エチルに転溶し、2%又は5%リン酸水素二ナトリウム溶液で洗浄する。NH₂カラム、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラム又はグラファイトカーボンカラム及びスチレンジビニルベンゼン共重合体カラムを用いて精製し、必要に応じて酢酸エチルに転溶した後、HPLC-UV又はカラムスイッチングシステムを装着したHPLC-UVで定量する。

または、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後2%硫酸ナトリウム溶液を加え*n*-ヘキサンで洗浄した後、6 mol/L塩酸を加えpH 1としてジクロロメタンに転溶する。0.5%炭酸ナトリウム溶液で洗浄し、C₁₈カラムを用いて精製する。0.5 mol/L水酸化ナトリウム溶液を加えて加水分解し、2%硫酸ナトリウム溶液を加えジクロロメタンに転溶した後、HPLC-UVで定量する。

あるいは、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後2%硫酸ナトリウム溶液を加え、6 mol/L塩酸を加えpH 1とし、必要に応じて*n*-ヘキサンで洗浄した後、ジクロロメタンに転溶する。0.5%炭酸ナトリウム溶液で洗浄し、C₁₈カラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

なお、代謝物Dの分析値は、換算係数1.19を用いてフラザスルフロンの濃度に換算した値として示した。

定量限界：代謝物D 0.01～0.05 mg/kg（フラザスルフロン換算濃度）

iii) 代謝物F

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後0.5%炭酸ナトリウム溶液を加え、*n*-ヘキサン及びエチルエーテルで洗浄した後、ジクロロメタンに転溶する。 C_{18} カラムを用いて精製し、必要に応じて酢酸エチルに転溶した後、HPLC-UVで定量する。

または、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後5%塩化ナトリウム溶液を加えて*n*-ヘキサンで洗浄した後、酢酸エチルに転溶する。減圧濃縮後0.5%炭酸ナトリウム溶液又は5%リン酸水素二ナトリウム溶液を加え、必要に応じてエチルエーテルで洗浄した後、ジクロロメタンに転溶する。 C_{18} カラムを用いて精製し、必要に応じて酢酸エチルに転溶した後、HPLC-UVで定量する。

あるいは、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後2%硫酸ナトリウム溶液又は1%炭酸ナトリウム溶液を加え、*n*-ヘキサン又は*n*-ヘキサン及びエチルエーテルで洗浄した後、ジクロロメタンに転溶する。必要に応じて減圧濃縮後0.5%炭酸ナトリウム溶液に溶かしてエチルエーテルで洗浄し、ジクロロメタンに転溶した後、HPLC-UVで定量する。

なお、代謝物Fの分析値は、換算係数1.42を用いてフラザスルフロン濃度に換算した値として示した。

定量限界：代謝物F 0.01～0.05 mg/kg（フラザスルフロン換算濃度）

iv) 代謝物K

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後6 mol/L塩酸を加えpH 1として*n*-ヘキサンで洗浄した後、酢酸エチルに転溶する。スチレンジビニルベンゼン共重合体カラムを用いて精製し、酢酸エチルに転溶する。シリカゲルカラムを用いて精製した後、HPLC-UV又はカラムスイッチングシステムを装着したHPLC-UVで定量する。

または、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、酢酸エチルに転溶する。グラファイトカーボンカラム及び C_{18} カラムを用いて精製し、酢酸エチルに転溶する。シリカゲルカラムを用いて精製した後、HPLC-UVで定量する。

あるいは、試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、減圧濃縮後2%硫酸ナトリウム溶液を加え、6 mol/L塩酸を加えpH 1以下として*n*-ヘキサンで洗浄し、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲルカラムを用いて精製した後、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ（GC-FTD）又は高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ（GC-NPD）で定量する。

なお、代謝物Kの分析値は、換算係数1.80を用いてフラザスルフロン濃度に換算した値として示した。

定量限界：代謝物K 0.01～0.04 mg/kg（フラザスルフロン換算濃度）

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

5. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフラザスルフロンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：1.31 mg/kg 体重/day（発がん性は認められなかった。）

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類）慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2年間

安全係数：100

ADI：0.013 mg/kg 体重/day

(2) ARfD

無毒性量：50 mg/kg 体重

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 強制経口

（試験の種類）急性神経毒性試験

安全係数：100

ARfD：0.5 mg/kg 体重

6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ、ぶどう等に基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

フラザスルフロンとする。

作物残留試験において、代謝物D、F及びKが測定されているが、いずれも定量限界未満であった。また、植物代謝試験の結果、一部の作物の可食部試料中で10%TRRを超え

る代謝物として代謝物Wが認められたが、残留濃度は極めて低いことから、残留の規制対象は親化合物のみとする。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価対象

フラザスルフロンとする。

作物残留試験において、代謝物D、F及びKが測定されているが、いずれも定量限界未満であった。また、植物代謝試験の結果、一部の作物の可食部試料中で10%TRRを超える代謝物として代謝物Wが認められたが、残留濃度は極めて低いことから、暴露評価対象物質は親化合物のみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をフラザスルフロン（親化合物のみ）としている。

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) 注)
国民全体 (1歳以上)	1.0
幼小児 (1~6歳)	2.9
妊婦	1.0
高齢者 (65歳以上)	1.1

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

<参考>

	EDI/ADI (%) 注)
国民全体 (1歳以上)	0.2
幼小児 (1~6歳)	0.6
妊婦	0.2
高齢者 (65歳以上)	0.2

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計

業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^{注）}。詳細な暴露評価は別紙4-1及び4-2参照。

注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

（5）本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

フラザスルフロンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) ^{注1)}	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【フラザスルフロン/代謝物D/代謝物F/代謝物K】	
さとうきび (茎部)	2	25.0%顆粒水和剤	2500~3333倍 100 L/10 a	1	192	圃場A : <0.01/<0.01/<0.01/<0.01 (#)	
					251	圃場B : <0.01/<0.01/<0.01/<0.01 (#)	
みかん (果肉)	2	10.0%水和剤	1000倍 100 L/10 a	2	21	圃場A : <0.01/<0.01/<0.01/<0.01 圃場B : <0.01/<0.01/<0.01/<0.01	
みかん (果皮)	2	10.0%水和剤	1000倍 100 L/10 a	2	21	圃場A : <0.04/<0.05/<0.05/<0.04 圃場B : <0.04/<0.05/<0.05/<0.04	
みかん (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍 100 L/10 a	2	21	圃場A : <0.02/<0.02/<0.02/<0.02 ^{注2)} 圃場B : <0.02/<0.02/<0.02/<0.02 ^{注2)}	
ぶどう (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍 100 L/10 a	2	30	圃場A : <0.01/<0.01/<0.01/<0.01 圃場B : <0.01/<0.01/<0.01/<0.01	

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物D、代謝物F及び代謝物Kの残留濃度は、フラザスルフロン濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

注2) 果肉及び果皮の重量比から果実全体の残留濃度を算出した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば その他のせり科野菜		0.02 0.02				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.02 0.02 0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん みかん(外果皮を含む。) なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○			<0.02, <0.02(¥)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.02 0.02 0.1 0.1 0.1 0.1				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ぶどう かき	0.05	0.1 0.02	○			<0.01, <0.01(¥)
バナナ		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
キウイー		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス	0.2	0.1	○			<0.04,<0.04(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値(暫定基準)については、網をつけて示した。

申請(国内における登録、承認等の申請、インポート・トランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品区分を別途新設すること等に伴い、食品区分を削除したものについては、斜線で示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(¥)作物残留試験結果の最大値を基準値設定の根拠とした。

フラザスルフロンの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
さとうきび	0.05	0.01	4.9	1.0	4.2	0.8	6.2	1.2	5.0	1.0
みかん (外果皮を含む)	0.1	0.02	1.8	0.4	1.6	0.3	0.1	0.0	2.6	0.5
ぶどう	0.05	0.01	0.4	0.1	0.4	0.1	1.0	0.2	0.5	0.1
その他のスパイス	0.2	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計			7.2	1.4	6.3	1.3	7.3	1.5	8.1	1.6
ADI比 (%)			1.0	0.2	2.9	0.6	1.0	0.2	1.1	0.2

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

フラザスルフロンの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARfD (%)
みかん (外果皮を含む。)	みかん	0.1	0.1	0.9	0
ぶどう	ぶどう	0.05	0.05	0.7	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

フラザスルフロンの推定摂取量（短期）：幼小児（1～6歳）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
みかん（外果皮を含む。）	みかん	0.1	0.1	2.7	1
ぶどう	ぶどう	0.05	0.05	1.5	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成21年12月14日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和2年12月15日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和3年3月4日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和3年3月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介	学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
加藤 くみ子	学校法人北里研究所北里大学薬学部生体分子解析学教室教授
魏 民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐藤 洋	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野 元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之	学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物有機化学研究室准教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
中島 美紀	国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所 薬物代謝安全性学研究室教授
永山 敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
野田 隆志	一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長

(○：部会長)

答申（案）

フラザスルフロン

食品名	残留基準値 ppm
さとうきび	0.05
みかん（外果皮を含む。）	0.1
ぶどう	0.05
その他のスパイス ^{注1)}	0.2

注1) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。